

食品安全委員会第 302 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 21 年 9 月 17 日（木） 14:00 ～15:40

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（1）福島内閣府特命担当大臣（食品安全）挨拶

（2）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 ブチルアミン

（厚生労働省からの説明）

（3）農薬専門調査会における審議状況について

・「グルホシネート」に関する意見・情報の募集について

（4）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

・「除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統（食品）」に関する意見・情報の募集について

（5）添加物 2-エチル-5-メチルピラジンについて

（厚生労働省からの報告）

（6）食品安全モニターからの報告（平成 21 年 7 月分）について

（7）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 8 月分）について

（8）その他

4. 出席者

（大臣）

福島大臣

（委員）

小泉委員長、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、見上委員、村田委員

（説明者）

厚生労働省 俵木基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勸告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1－1 食品健康影響評価について

資料 1－2 「ブチルアミン」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影
響評価について

資料 2 農薬専門調査会における審議状況について〈グルホシネート〉

資料 3 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について〈除草剤グリ
ホサート耐性ワタ GHB614 系統（食品）〉

資料 4 添加物 2-エチル-5-メチルピラジン（国際汎用香料）の評価依頼に際し
提出した資料の誤りについて

資料 5 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 7 月分）について

資料 6 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 21 年 8 月分）について

6. 議事内容

◆小泉委員長 それでは、大臣がいらっしゃいましたので、ただ今から食品安全委員会第
302 回会合を開催いたします。

本日は、昨日の組閣により、食品安全担当大臣に就任されました福島みずほ大臣に御出
席いただいております。

早速ではございますが、まず、福島大臣から御挨拶をいただきたいと存じます。大臣、
よろしくお願いいたします。

(1) 福島内閣府特命担当大臣（食品安全）挨拶

◆福島大臣 どうも皆さん、こんにちは。この度、食品安全担当大臣を拝命いたしました
福島みずほです。どうかよろしくお願いいたします。

見上委員始め、皆さんたちとはいろいろな場所でお会いしておりますが、改めてよろし
くお願いいたします。

食品安全委員会は平成 15 年に発足して、これまで国民の健康の保護を最優先に、リス
クの存在を前提に、それを科学的に評価し、整理をするという新しい食品安全行政の推進

に取り組んでこられ、皆さんから頑張れといえますか、そういう応援をされている委員会です。小泉委員長、見上委員長代理を始め、委員の皆さんの御努力、本当にありがとうございます。

私はもう一方で、消費者担当大臣の方も引き受けておりまして、食べ物の安全というのが人の命に本当に直結をする、極めて大事なテーマだと思っております。国民の生活を守るという観点から、食品安全担当大臣と併せて消費者担当大臣も力一杯やっていきたいと思っております。

日常生活にあるリスクから国民を守るために、今月、設置された消費者庁が十分機能するという状況を、消費者庁の方も併せて、全国的に自治体、地方における相談行政も含めて、ダイナミックに国民と直結する立場で消費者庁の方も動かしていきたいというふうに考えております。

今後、この食品安全委員会の方と消費者担当大臣とをうまく併せて、食べ物の安全を全力で日本の中で実現するべく頑張っていく所存です。是非、この食品安全委員会の中で問題になっていることや、それから、現在でもいろんなことが報道されたり、問題になっておりますが、命に直結するテーマの問題に関して、皆さんの御奮闘と、また是非、いろんな御教示をいただきまして、消費者庁の行政とも併せて、命を守る行政ができるようにと思っております。

昨日も記者会見で聞かれたんですが、消費者担当大臣としても食の安全ということを特に最重要テーマの1つとしてやっていきたいというふうに思っておりますので、この食品安全委員会と併せて、どうかよろしくお願いいたします。

今日は、その体制の整備に全力で取り組むということを申し上げて、私の心からの挨拶といたします。どうかよろしくお願いいたします。

◆小泉委員長 大臣、どうもありがとうございました。

私ども食品安全委員会は、いつも大臣が会見でおっしゃっていますように、食は命の源であるということはとても重要だと考えております。食品安全基本法にありますように、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下で、食品を摂取することによる健康への悪影響につきまして、科学的知見に基づき、客観的な立場で中立公正に評価を行ってまいりました。

福島大臣におかれましては、食品安全委員会の運営に関しまして、また改めてゆっくりと御助言・御指導をいただければと存じます。今後ともよろしくお願いいたします。

◆福島大臣 こちらこそ、よろしくお願いします。

◆小泉委員長 大臣は、この後は。

◆福島大臣 予定だと帰ってもいいことになっていますが、もう少し、皆さんの邪魔をしないように、もしよろしければ少しだけ聞かせてください。お願いします。

◆小泉委員長 ありがとうございます。それでは、是非とも御自由に、お忙しいときにはお帰りいただければと存じます。

◆福島大臣 せっかくですので、少し聞かせてください。

◆小泉委員長 それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 302 回会合）議事次第」に従いまして、議事を進めたいと思います。

本日は、厚生労働省から俵木基準審査課長に御出席いただいております。

まず、お手元の資料の確認を事務局からお願いいたします。

◆西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、資料 1－1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1－2 が「『ブチルアミン』の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」。

資料 2 が「農薬専門調査会における審議状況について〈グルホシネート〉」。

資料 3 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について〈除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統（食品）〉」。

資料 4 が「添加物 2－エチルー 5－メチルピラジン（国際汎用香料）の評価依頼に際し提出した資料の誤りについて」。

資料 5 が「食品安全モニターからの報告（平成 21 年 7 月分）について」。

資料 6 が「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成 21 年 8 月分）について」でございます。

その外に資料としまして、追加資料ということで、「食品健康影響評価に係る補足資料

の提出依頼について（報告）」ということで、エコナオイルの関係の資料が付いております。

それから、メールマガジンの関係のチラシが入っております。

不足の資料などがございましたら、お申し出いただければと思います。

◆小泉委員長 よろしいでしょうか。

◆西村総務課長 恐縮でございます。今、一応、資料を御紹介させていただきましたが、本日は、厚生労働省からの説明・報告事項が多くございますので、議事の順番については、若干、委員長の方で御変更いただければと思います。

（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について（厚生労働省からの説明）

◆小泉委員長 分かりました。

それでは、議事に入ります。先ほど課長からも説明がありましたように、厚生労働省からの説明はまとめて行いたいと思います。

最初に、「（２）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1－1 にありますように、厚生労働大臣から、9 月 10 日付けで添加物 1 品目につきまして、食品健康影響評価の要請がありました。

厚生労働省の俵木基準審査課長から説明をよろしくお願いいたします。

◆俵木基準審査課長 失礼いたします。厚生労働省の食品安全部の俵木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は幾つもの報告事項、お願い事項がございまして、申し訳ございませんが、お時間をいただきます。

まず資料 1－2 でございますけれども、国際的に汎用されております添加物「ブチルアミン」につきまして、添加物としての指定及び規格基準の設定につきまして食品健康影響評価をお願いしたい件でございます。

厚生労働省では、平成 14 年に審議会の了解事項といたしまして、FAO/WHO の JECFA、添加物の審議をいたします会議でございますが、JECFA で国際的に安全性評価が終了し、一

定の範囲内で安全性が確認されていること、かつ、米国及び EU 諸国等で広く使用が認められていること。この条件を満たすものについては、国際的に汎用されている添加物ということで、企業からの要請を待つことなく、指定に向けた検討を行うということで、これまでも続けてきたものでございます。

今般、このブチルアミンでございますが、この条件に合うものとして資料を集めてきたところでございまして、評価資料がまとまりましたので、食品健康影響評価をお願いしたいと思います。

「2. 『ブチルアミン』について」でございますが、資料の真ん中がございますように、アンモニア様の香気を有するということで、ケール、ティルジットチーズ等、ここに記載のありますような食品中にも天然に存在する成分でございます。

欧米では、植物性たん白製品、肉製品等々に香料として広く使用されているものでございます。

御評価をいただきましたら、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会におきまして、添加物としての指定及び規格基準の設定について検討を進めていきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問はございませんか。

ないようでしたら、本件につきましては、添加物専門調査会において審議することといたします。

(5) 添加物 2－エチル－5－メチルピラジンについて（厚生労働省からの報告）

◆小泉委員長 続きまして、少し飛びますが、「(5) 添加物 2－エチル－5－メチルピラジンについて」に移ります。

本件につきましては、専門調査会における審議の後、本年 7 月 16 日に開催されました第 294 回会合において、意見・情報の募集が開始され、8 月 14 日をもって終了しているところですが、これに関し、厚生労働省から報告があるとのことですので、引き続き、俵木基準審査課長からお願いいたします。

◆俵木基準審査課長 お手元に資料 4 の御用意をお願いいたします。

今、小泉委員長より御報告がありましたように、添加物として食品健康影響評価をお願いしております、「２－エチル－５－メチルピラジン」につきまして、提出していただいた資料の一部に誤りがあったことが分かりましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。

「１．背景」のところは、先ほど委員長からも御報告があったとおりで、８月１４日に既に食品安全委員会での意見募集を終了している品目でございます。

その御評価をお願いいたしました資料の一部に、参考資料として、評価対象の２－エチル－５－メチルピラジンと、評価対象ではない２－エチル－６－メチルピラジンの混合物を使いましたラットの毒性試験を提出してきておりますけれども、その一部に、被験物質の説明の中に誤りがあったものでございまして、関連の事項については○の２つ目にありますように、試料の概要の中にも同じ間違いがございました。

間違いは、正誤のところでお覧いただきますように、動物に投与する被験物質として用意された化合物が２－エチル－５－メチルピラジンと２－エチル－６－メチルピラジンの混合物でございましたが、その比が逆になっていたということでございます。御報告した資料では２－エチル－５－メチルピラジンが４分の３の被験物質を投与した実験というふうに御報告いたしましたが、実際には２－エチル－５－メチルピラジンが４分の１のものであったということでございます。

経緯について簡単に御報告させていただきます。資料の１ページの下の「２．経緯」のところでございますように、この毒性試験は、厚生労働省の委託事業といたしまして、三菱化学安全科学研究所において実施されたものでございます。問題の被験物質の組成については次のような形で確認を行ってきたものでございます。

２００５年に、日本香料工業会から、実験をいたしました三菱化学安全科学研究所に対して、この被験物質の提供が行われました。

２００６年３月になりまして、三菱化学安全科学研究所では、この提供いただいた被験物質である５メチル体を含むした混合物の含有量につきまして、製造元に直接問い合わせを行っておりまして、製造元から、結局、誤りだったんですけれども、５メチル体が４分の３、６メチル体が４分の１であるということでの分析証明書を発行していただいて、それで確認を行っております。

この分析証明書に基づきまして、三菱化学安全科学研究所では、厚労省に対して報告書を提出し、厚労省は、その報告書に基づきまして、食品安全委員会に資料を提出したという経緯でございます。

一方、厚生労働省では、安全評価をいただいた後、本品の成分規格などを作成して、添加物の規格基準を策定していく予定にしており、成分規格の検討を開始したところでございます。その成分規格の検討の中で、製造元が示してきておりましたガスクロマトグラフィー上の2本のピーク、一方が5メチル体、一方が6メチル体でございますけれども、これがどうも逆なのではないかということが示唆される事実が分かってきまして、更にNMR分析などの詳細な確認試験を行いましたところ、科学的にはピークが逆であったということでございます。

「3. 今後の対応」でございますけれども、厚生労働省としては、このような検体の間違いがあつてはなりませんので、このようなことが再発しないよう、今後、御評価をお願いする資料の作成のための試験実施に当たりましては、被験物質の製造元から提供された情報を一層厳しく確認いたしますとともに、必要により被験物質の直接の分析も行いまして、国立医薬品食品衛生研究所の専門家にも確認をいただきながら、確認をしていきたいと考えております。また、既に試験を終了いたしまして御評価をお願いしているような品目につきましても、可能な範囲においてこのような確認作業を、今、鋭意進めているところでございますが、また御報告をさせていただければと思います。

以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問・御意見はございませんでしょうか。

ございませんか。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

◆小泉委員長 それでは、2-エチル-5-メチルピラジンの評価書（案）につきまして、意見・情報の募集が終了しておりますが、ただ今、御報告をいただいたとおり、評価依頼に当たり提出された資料に誤りがあったということですので、評価書（案）の該当部分について審議する必要があると思います。そこで、本報告を添加物専門調査会に伝えるとともに、評価書（案）につきまして再度御審議していただくということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

◆小泉委員長 それでは、そのようにいたします。

また、厚生労働省におかれましては、今後とも、資料の信頼性の確保に御協力いただきますようお願いいたします。

(8) その他 (DAG 油に関する厚生労働省からの報告)

◆小泉委員長 続きまして、議事次第の順番と異なりますが、「(8) その他」として、厚生労働省に報告をお願いしていることがあると聞いておりますので、引き続き、俵木基準審査課長、よろしくお願いいたします。

◆俵木基準審査課長 それでは、資料の最後に追加資料としてお配りしていただいているものでございます。

本日の朝刊にも記事が掲載されておりました、既に先生方も報道を通じて御承知のことと思いますが、現在、厚生労働省では、高濃度にジアシルグリセロールを含む食品、いわゆる DAG 油というふうに言わせていただきますが、その安全性につきまして御評価をお願いしているところでございます。

現在、新開発食品・添加物合同専門調査会におきまして御評価を進めていただいているところでございますが、この DAG 油中に、通常の食品にあるよりも高濃度に不純物としてグリシドール脂肪酸エステルが含まれていることが判明したことから、本年 7 月に、不純物としてのグリシドール脂肪酸エステルを含めた御評価もということで、追加でご報告をしてきているところでございまして、現在、鋭意、安全性についての御評価をいただいているところでございます。

それで、8 月 25 日、それから、9 月 4 日付けで、追加試験がリスク評価には必要であるということで御指示をいただいております、この追加資料はその御指示をいただいた事項につきまして一部御報告をするものでございます。

別添に、花王株式会社からの報告書が付いてございますが、御指示をいただいております追加試験、また、製品中の不純物の低減策の推進につきまして御意見をいただいていた点につきまして、本日付けで、花王株式会社から御報告がありましたので、急ぎ御報告させていただくものでございます。

1 枚めくっていただきまして、別添でございますが、御意見をいただいております DAG 油中のグリシドール脂肪酸エステルの低減についてでございます。

DAG 油中には、グリシドール脂肪酸エステル 373ppm が含まれていたところでございます

が、その含有量を低減するようというところで指導してきたところでございますけれども、これまでの検討で、グリシドール脂肪酸エステルが生成する脱臭工程の温度を管理することによりまして、約 10 分の 1 の 39.6ppm まで低減することができてきたということでございます。

また、さらに会社といたしましては、一般食用油と同等のレベルまで低減させるよう、鋭意、現在検討を進めているということでございます。

会社といたしましては、それまでの間は、もう 1 枚めくっていただきますと、昨日付けの会社のプレスリリースの紙がございますが、本日の朝刊にも報道されておりましたように、一時販売自粛・出荷停止をするということで報告があったものでございます。

それから、プレスリリースの前の紙に戻っていただきますが、もう 1 つ御指示をいただいております、このグリシドール脂肪酸エステルの体内動態等についての追加試験についてでございます。

8 月 25 日、それから、9 月 4 日付けでいただきました 12 項目にわたります補足資料の提出の御指示につきまして花王株式会社に対応を指示しているところでございますが、このうちのここに掲げました 3 項目、グリシドール脂肪酸エステルとグリシドールの毒性に関する情報の整理、グリシドール脂肪酸エステルを経口投与した場合の血中への移行についての体内動態試験、それから、グリシドール脂肪酸エステル及びグリシドールにつきましての遺伝毒性試験の 3 つにつきましては、他より早く、早急に対応するというところで、11 月末までに最終報告を提出できる見込みということで御報告をいただいたところでございます。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

ございませんか。

それでは、ただ今、情報を御提供いただきました件は、新開発食品・添加物合同専門調査会で調査審議中の「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」のリスク評価に関係するもので、専門調査会として、グリシドール脂肪酸エステルを他の食用油並みに低減させることの重要性を指摘しております。既に厚生労働省を通じて企業側に伝えていただいていたものですが、速やかに情報を御提供いただきましてありがとうございます。

また、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」のリスク評価は、可能な限り速やかに実施しなければなりませんので、当方から依頼しております追加資料等の速やかな提出にも最大限御協力を賜りますようお願いいたします。

俵木基準審査課長、どうもありがとうございました。

どうぞ。

◆**福島大臣** 私は昨日、食品担当の大臣になったので、今日、すぐに発言するのは恐縮ですが、質問があります。これは前から報道があったところで、資料提出を会社側がするかどうかというところが問題になっていたわけです。今日の時点で、会社側が資料をちゃんと出してくださったということはありがたいのですが、この有名なエコナクッキングオイルとかはすごく CM とかいろいろな媒体で宣伝していて、スーパーやいろいろなところでも売られていますね。それで消費者の皆さんはすごく不安を感じると思うんですが、2点、仕組みを教えていただきたいのです。

会社側がこのように資料を提出し、かつ、今後、一時販売自粛・出荷停止するというのは理解できるのですが、これまでの被害についてはどう考えるということと、消費者の皆さんへ広報もしていますし、会社側が出荷停止をするといっても店頭には並んでいる可能性があって、十分知らなければ消費者は買ってしまうという2つの問題があると思うんですが、その辺はどなたかレクチャーしていただけますか。

お願いします。今後の取扱いについて教えてください。

◆**俵木基準審査課長** 先に店頭の製品でございますけれども、会社から、聞いておりますのは販売の自粛については、流通段階についても販売の自粛をお願いしているということでございます。

それから、これまでの健康影響をどういうふうに考えればいいのかということにつきましては、現在、お願いをしておりますリスク評価を受けて対応していく必要があるのかなというふうに考えております。

◆**福島大臣** 分かりました。その後、どうなったか、また教えてください。ありがとうございます。

◆**小泉委員長** それでは、大臣、よろしゅうございますか。昨日、今日は御公務がとても

お忙しいということですが。

◆**福島大臣** 済みません。でも、この件は、ちょうど話が聞けてよかったです。

本来ならずっとお聞きしていたいところですが、次の公務で出掛けますので、またいろいろ教えてください。よろしくお願いします。

◆**小泉委員長** それでは、大臣、どうもお忙しい中、ありがとうございました。

◆**福島大臣** こちらこそ、ありがとうございます。

どうもありがとうございました。また頑張ってやっていきます。よろしくお願いいたします。

(福島大臣退室)

(3) 農薬専門調査会における審議状況について

◆**小泉委員長** それでは、次の議事に移ります。

「(3) 農薬専門調査会における審議状況について」です。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。

まず、担当委員の廣瀬さんから説明をお願いいたします。

◆**廣瀬委員** 資料2を2枚めくっていただきますと「要約」がございますので、「要約」に沿って御説明いたします。

「グルホシネート」は、アミノ酸系の除草剤でありまして、その作用機序は、植物体でグルタミン酸とアンモニアからグルタミンを合成するグルタミン合成酵素を阻害することによって植物体にアンモニアが蓄積して、その生理機能を阻害して草を枯らす作用を示すと考えられております。

グルホシネートにはD体とL体の光学異性体が存在しておりまして、グルホシネートと呼ばれる剤はラセミ体、つまりD体とL体の混合物でありまして、グルホシネートP、この資料2の後半になりますけれども、このグルホシネートPは活性本体でありますL体を選択的に、つまり90%前後含んでいるということでございます。評価に当たりましては、これらを同一のものとして合わせて評価できないことから、まずそれぞれ個別に評価した上で、これらが使用される実場面を考慮して総合的な評価を行っております。

まず、「（１）グルホシネート（ラセミ体）の評価」ですが、グルホシネートの投与による毒性影響はラット、マウス、イヌに共通して、縮瞳、振戦。つまり、震えです。それから、けいれん、失調性歩行などの中枢神経症状が見られた外、ラットで貧血、腎臓の重量の増加などが認められました。なお、これらの神経症状はグルタミン合成酵素の阻害や脳におけるアンモニアやグルタミン酸の蓄積によるものではないというふうに考えられております。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は見られませんでした。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットの慢性毒性/発がん性併合試験の 2.1mg/kg 体重/日になりますので、これを根拠として、安全係数 100 で割った 0.021mg/kg 体重/日を ADI と設定いたしました。

次に、「（２）グルホシネート P（光学異性体の L 体）の評価」ですけれども、本剤の投与によりまして、ラットやマウスでグルホシネートと類似の毒性変化、つまり腎重量の増加、尿細管上皮の肥大。マウスでは脳の神経網領域に空胞変性や神経細胞の壊死。それから、イヌやラットでは歩行異常、縮瞳、自発運動量の減少などの中枢神経症状などが認められました。やはり発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められませんでした。

各毒性試験で得られました無毒性量の最小値は、ラットを用いた 2 世代繁殖試験の 0.91 mg/kg 体重/日でしたので、これを根拠として、安全係数 100 で割った 0.0091mg/kg 体重/日を ADI と設定しました。

次に「（３）総合的評価」に移ります。グルホシネート及びグルホシネート P の農薬としての活性成分は、光学異性体の L 体でありますけれども、両者の毒性試験の比較から動物における毒性発現も主に L 体によるものと推測できますので、食品安全委員会農薬専門調査会は、両者の総合的な評価といたしまして、L 体を選択的に含有し、毒性もより強く現れるグルホシネート P に基づく評価を適用するのが適当であると判断いたしまして、グルホシネート P で設定した 0.0091mg/kg 体重/日をグルホシネートの ADI と設定いたしました。

詳細につきましては、事務局の方から説明をお願いします。

◆北條評価課長 それでは、私の方から追加的な説明をさせていただきます。

廣瀬委員の方から御紹介いただきましたように、今回、グルホシネートの評価ということで、1 つはラセミ体の評価、それから、もう 1 つが光学異性体の L 体でございますグルホシネート P の評価ということで、この評価書（案）につきましても前半がグルホシネー

トのラセミ体、後半がグルホシネート P の評価書（案）に分かれております。この第 1 部となっており、グルホシネートの評価書（案）を中心に御説明をさせていただきます。

まず、評価書（案）の 1－6 ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。ラセミ体につきましては、1984 年 6 月に、初回農薬登録をされておりまして、2005 年 11 月にポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。このラセミ体の評価につきましては、2007 年 7 月、食品安全基本法 24 条 2 項に基づきまして厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

評価の概要でございますが、1－10 ページから、「Ⅱ．安全性に係る試験の概要」がまとめられております。この評価に当たりましては、農薬抄録、JMPR 資料、米国資料、それから、オーストラリアの資料を基に、毒性に関する主な科学的知見が整理されております。

まず、「1．動物体内運命試験」でございます。

ラットを用いた検討によりまして、吸収につきましては、雌雄とも T_{max} が 1 時間で、半減期が大体 4 時間ということでございまして、吸収あるいは排泄は速やかに行われているという性質のものでございます。

また、1－11 ページ以下に記載がされておりますが、吸収率は雄で約 8 %、雌で約 13 %で、1 割程度が吸収されるということで、吸収はあまりよくないものでございます。吸収されますと、腎臓あるいは肝臓に比較的高く分布をするという性質のものでございます。

1－12 ページに、代謝物の同定・定量についてまとめられておりますけれども、ラット体内におけますグルホシネートの主要代謝反応は、腸内細菌による N-アセチル化及び N-脱アセチル化であることが推察されております。

1－13 ページにまいりまして、排泄についての検討結果がまとめられております。

データといたしましては、1－14 ページの「表 4」に尿及び糞中排泄率の表が出ておりますけれども、尿では大体 1 割程度。それ以外のものが糞中に排泄されるということでございます。また胆汁中排泄は少ないという結果が出ております。

ラット以外にイヌ、それから、少し飛びますが、ヤギなどを用いて検討されておりますが、ラットとほぼ同様の結果ということになっております。

それから、1－18 ページ以降で、遺伝子組換え作物におけます主要代謝物といたしまして、N-アセチル体でございます代謝物 Z につきましてもラットを用いまして体内動態が検討されているところで、特徴といたしましては親化合物とほぼ同様の結果というところでございます。

1－22 ページ以降に「2. 植物体内運命試験」の結果がまとめられております。りんご、レタス、だいず、とうもろこし、水稻を用いて検討されております。

植物体におけます主要代謝物でございますけれども、酸化的脱アミノ化の後、脱炭酸によって生成いたします代謝物 B が主要代謝物ということで同定されているところでございます。

また、1－24 ページ以降には組換え体でございます、だいず、てんさい、とうもろこし、なたねにつきまして植物体内動態試験が実施されているところでございます。遺伝子組換え体の場合ですと、主要代謝物は先ほど御紹介いたしました代謝物 Z であるということでございます。

毒性試験につきましては、1－31 ページ以降に検討がされているところでございます。

毒性試験につきましては、原体の外、植物におけます主要代謝物でございます B、遺伝子組換え植物の主要代謝物でございます Z も併せて検討が行われております。

例えば、「8. 急性毒性試験」については、1－31 ページに原体の結果をまとめておりますし、代謝物 B と Z につきましては 1－32 ページの「表 28」にまとめられているところでございます。

その他の「反復投与毒性試験」、あるいは「発がん性試験」、それから、「発生毒性試験」などにつきましても、これら代謝物も同時に評価が行われているところでございます。

反復投与毒性試験の結果でございますが、1－33 ページ以降にまとめられておまして、本農薬の特徴といたしましては、腎と中枢神経への毒性が主な所見として認められているところでございます。例えば、「表 29」あるいは「表 30」にはラットの亜急性毒性試験が実施されておりますけれども、腎絶対及び比重量の増加、体重増加抑制、それから、高用量になりますと鎮静などの中枢神経系への影響も認められているところでございます。

これらの結果は、他の動物においても同様に認められているところでございます。

それから、1－40 ページ以降に「11. 慢性毒性試験及び発がん性試験」の結果がまとめられております。一般毒性としての所見は先ほど申し上げたものと同様のものが認められておりますが、発がん性につきましては、ラットあるいはマウスを用いた試験において認められなかったということでございます。

「12. 生殖発生毒性試験」の成績につきましては、1－42 ページ以降にまとめられておりますが、繁殖能に対する影響あるいは催奇形性は認められなかったという結果となっております。これらの結果については、繰り返しになりますが、代謝物 B あるいは代謝物 Z についても同様に陰性という結果でございました。

また「13. 遺伝毒性試験」の結果につきましては、1－46 ページ以降にまとめられておりますが、結果はすべて陰性でございまして、これにつきましても、代謝物 B あるいは代謝物 Z につきましても同様に陰性ということでございます。

1－49 ページ以降は、「14. その他の試験」で、神経系への毒性が出たということで、それにつきましてもメカニズム試験が実施されておりました、その結果がまとめられております。

最終的な御評価といたしましては、廣瀬委員からも御紹介がございましたように、本剤のグルタミン合成酵素活性阻害に関連している可能性が示唆され、中枢神経系への影響はアンモニアやグルタミン酸蓄積とは関連しないと考察されているところでございます。

最終的な「食品健康影響評価」については、1－53 ページ以降にまとめられております。

ADI といたしましては、1－54 ページに記載されておりますように、ラットを用いました慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量 2.1mg/kg 体重/日を根拠といたしまして、ADI は 0.021mg/kg 体重/日が設定されているところでございます。

以上がラセミ体の方の評価でございます。

少しページが飛びますが、2－1 ページ以降がグルホシネート P の評価書でございます。

こちらの方は2－4 ページに記載がございまして、2007 年 6 月でございまして、農林水産省より、厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

内容につきましては、先ほどラセミ体のところで御紹介したものとほぼ同様の成績が得られておりますので、この場では説明は省略させていただきたいと思っております。なお、主な所見につきましては、既に廣瀬先生の方から御紹介いただいたとおりでございます。

こちらの結果は、2－21 ページの「Ⅲ. 食品健康影響評価」にまとめられているところでございます。

こちらの方の ADI でございますが、ラットを用いました 2 世代繁殖試験の無毒性量 0.91mg/kg 体重/日を根拠といたしまして、ADI といたしまして 0.0091mg/kg 体重/日を設定するという事となっております。

最終的なグルホシネートの ADI でございますが、iii ページ目の「(3) 総合的評価」にも記載がございまして、ラセミ体とグルホシネート P で設定されましたそれぞれの ADI のより低い方の 0.0091mg/kg 体重/日をグルホシネートの ADI と設定するという結論となっております。

若干、説明が長くなりましたが、本評価書（案）につきましては、本日の委員会終了後、10月16日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。説明は以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いします。よろしいですか。

どうぞ。

◆村田委員 少し教えてください。最初の方がラセミ体で、後の方がL体ということでしたけれども、これで毒性の本体はL体ということですが、これは大体、毒性量が2倍になっているということで理解してよろしいのでしょうか。

◆廣瀬委員 その辺は非常に微妙なところがございます、例えば、グルホシネートとグルホシネートPの各試験のNOAELをずっと比較してみたのですが、その結果はこの資料の中には載っておりませんが、グルホシネートの方がNOAELが低いというのは、例えば、マウスの90日間の亜急性毒性試験、それから、18か月間の発がん試験の雄ぐらいですか。逆に、グルホシネートPの方がNOAELが低いという方が若干多いかなという気がします。

しかし、毒性の質を考えると、グルホシネートでは、例えば中枢神経系にいろいろな症状が見られますけれども、病理組織学的にはほとんど影響がないのに比べまして、グルホシネートPになりますとマウス等で脳の尾状核というところに神経細胞の壊死とか空胞変性が起こっていたり、それから、腎臓でもグルホシネートでは腎重量の変化だけですがけれども、グルホシネートPになりますと同様な投与量で腎臓の尿細管に肥大が起こるというようなこともありますので、全体としてみると、やはりグルホシネートP、L体の方が毒性が強いかなという気がします。

でも、すべて、このグルホシネートPによるかと言われると、若干、どうかなというところもありますけれども、詳細は結局、D体での実験結果がありませんので、詳しいことは分からないということです。

◆村田委員 分かりました。ありがとうございます。

それから、もう 1 点なんですけれども、この毒性がグルタミン合成酵素活性阻害とは直接関係ないという御説明でしたが、これはどの辺を見ればその辺が分かるのでしょうか。

◆北條評価課長 1－49 ページ以降です。

◆廣瀬委員 そこにメカニズム試験がまとめられております。

◆村田委員 そうすると、主要な毒性の原因みたいなものは、これは分からなかったのでしょうか。

◆廣瀬委員 結論的には分らないです。

◆村田委員 ありがとうございます。

◆小泉委員長 よろしいでしょうか。外にどなたかございますか。

それでは、少し私の方から 2 点ほど委員の方の御意見をお伺いしたいことがございます。

実は、この農薬グルホシネートは、ヒトにおいて非常に事故の多い農薬でございます。恐らく非常に使用頻度が高いものではないかと想像いたしますけれども、少し古いデータになりますが、1989 年から 1998 年の 10 年間にヒトでは 107 名の方が死亡しております。恐らく自殺とか事故とかによるものと思いますが、すなわち、毎年 3 名以上の方が死亡しているという状況でございます。もちろん、私ども、この食品安全委員会の評価とは無関係な事件的なものではございますが、ヒトでの事故事例が多いということから、症例報告は結構ございます。そこで以下の点について議論していただければと思います。

1 点は、ヒトでの中毒症状、いわゆる動物で言えば急性期症状に当たりますが、これを参考データとして付け加えてはどうかということです。グルホシネートの 1－31 ページの動物実験に急性暴露症状が書かれております。しかし、これはあくまで動物による所見でございます。特に、この農薬は動物では観察しにくい特徴的所見があるように報告されております。1 つは眼振、眼球振動という、眼が左右とか上下に非意図的に動く所見と、それから、複視、物が二重に見えるということです。それから、もう 1 つの特徴的所見は遅発性所見で、記銘力障害、いわゆる覚え込む能力が下がるということと、健忘といったものが報告された症例の中の約 3 割の患者に見られたというように報告されております。

したがって、そのときの中毒量は、その摂取量から自殺とかそういった目的で摂取した量というものは、この症状となかなか結び付きにくいところがありますが、やはりこういった自殺事例が多いものですから、血中濃度を測定するという方法がなされているようです。血中濃度がほぼ $40 \mu\text{g/mL}$ 以上で重症化するというふうに報告されています。

ただ、注意しなければならないのは、いわゆる中毒なので、グルホシネートそのものなのか、あるいは一緒に加えられている溶剤としての所見なのかが非常に問題になるところです。しかし、その報告によれば、溶剤として含まれる界面活性剤の症状というには、非常に摂取後、かなり早い時間に現れる、いわゆる嘔気・嘔吐、腹痛、下痢といったものと、8時間から38時間ぐらいのかなり後で現れるグルホシネートの症状、いわゆる呼吸抑制、興奮、けいれん、振戦といったものと区別する必要があるとされておりまして、やはりグルホシネートの症状というものは、ここの動物実験とかなり共通する点が多いように思います。

ですから、ヒトではこういった急性期の症状を参考として書き加えてもいいのではないかとということが1点です。

もう1つは、急性参照用量というものを設定する必要があるかということです。ギョウザ事件で問題となりました農薬メタミドホスは当時、急性参照用量をお示ししております。このグルホシネートは、もちろん、食品を介しての中毒ではございませんが、頻繁に死亡事故が起こっているという点から、この値を示すことも今後、食品を介した中毒事故などが発生したときに役立つのではないかと考えております。

以上2点ですが、それぞれ委員の方々の御意見を伺えればと思います。

それでは、廣瀬さんからどうぞ。

◆廣瀬委員 そうしましたら、農薬を担当している者として最初に意見を言わせていただきます。

この食品安全委員会では、今までヒトで中毒を起こすような有機リン系の農薬、あるいはカーバメート系の農薬を多く評価してまいりましたけれども、ヒトでの中毒あるいは死亡例は恐らく、ほとんど評価書には記載していないのではないかと思います。

食品安全委員会としての評価の目的は、結局、ADIの設定になります。例えば、ヒトであれば、データとして重要なものは、最近、倫理面の問題でデータがなかなか出てこなくなっておりますけれども、例えば、ボランティアの方々に低用量である程度の期間、投与したような試験は非常に重要なものでありまして、実際、ヒトの試験の結果がADIの根

抛になった例もあると思います。

中毒例がいよいよ評価の際に有用な場合は、先ほど委員長からも発言がありましたように、Acute Reference Dose、ARfDを設定するというような場合になると思いますが、このような中毒例の場合には製剤を摂取するということです、正確な摂取量が分かってきませんし、また、症状としても界面活性剤の影響がかなり大きく出てしまうということもありまして、なかなかヒトのデータが参考にできないという面が多いと思います。

現在、食品安全委員会では Acute Reference Dose、ARfD を設定しておりませんので、現時点ではヒトの中毒例あるいは死亡例のような記載は必要ないと思います。

今後、ARfD を設定することが委員会の中で決まっていけば、例えば、有機リン系あるいはカーバメート系の優先順位が高くなってくると思いますが、また、ヒトの中毒の詳しいデータが必要になってくる場合もあるかと思っています。

現状では、私はヒトのデータまで加えることはないと思います。

以上です。

◆小泉委員長 外にいかがでしょうか。

どうぞ。

◆畑江委員 廣瀬先生のおっしゃることももっともですが、やはりこの評価書というものは後に残りますので、この際、事故件数も多いことから、こういう条件、つまり乳化剤も含めている結果であることを記して、「参照」というような形で残しておいた方がいいのではないかと思います。例えば、ギョウザ事件のときに素早く食品安全委員会がコメントを出せたように、こういうものがあると役に立つのではないかと思いますし、「参照」、「参考」として入れるのは邪魔ではないと思います。記録として残しておくのがいいのではないかと思います。

◆廣瀬委員 メタミドホスの食品安全委員会での評価では、2 から 3 行ですか、ヒトで中毒があったというような記載はありますが、実際にどれだけ摂取量があって、どういう症状があったという詳しいことは何も書いていないです。そういうことはホームページの方に恐らく載せることになるのではないかと。

ですから、この評価書の場合も、原則としてはやはり ADI 設定のための評価ですので、そこまでの記載は必要がない。もし載せるのであれば、ホームページでそういうことは載

せればいいのではないかと思います。

◆小泉委員長 廣瀬さんの方に申し上げたいのは、私は症例の報告を載せるというのではなくて、ヒト特有の急性症状があるので、それは参考として急性期症状の動物実験の後に少し、数行でも加えておいた方がいいのではないかと。ヒトではこういう所見があるのではないかという意味です。

◆廣瀬委員 結局、ヒトでの症状となりますと、摂取したものに不純物が混ざらないというようなことが必要だと思うんです。先ほども申しましたように、ヒトの中毒例は製剤です。恐らく10%、20%ぐらいしかグルホシネートが含まれていない。その外にかなりイオン系の界面活性剤が含まれているということで、ホームページを見ても、そういう界面活性剤の症状がかなり出るということが書かれておりますので、あまり安易にそういうことは書かない方がいいと私は思っています。

◆小泉委員長 外の委員の方々、いかがですか。
どうぞ。

◆長尾委員 例えば、イヌの慢性毒性などを見ると結構低い量で出ていますね。しかし、急性毒性などを見ると非常に大量ではないかということで、ただ、そのメカニズム的なことはよく分かりません。

形式的にはきちっとすべての項目をやられていると思いますし、数値はそれなりに出ていると思います、全般的に見るとそんなに強い毒性のものではないんですが、低いところでも中枢作用その他は出る場合もあるということは分かります。それ以上は分かりません。

◆小泉委員長 どうぞ。

◆見上委員 1つは、この農薬のリスク評価というものは世界的に行われていて、よくあれなんですけれども、例えば、JECFAとか外の国際機関でそういったヒトの食べ物、例えば、この農薬を使って、植物を食べて、人間がどうこうといったら非常に重要な所見だと思うんですが、そうでないような自殺とか事故とかでそういうふうになるヒトがこういう症状を出すから入れた方がいいという農薬の評価書は国際的に見てもなじむのか。

それと、この評価書というのはいずれ、全文になるかどうかは別にして、翻訳されて海外に発信されるときにどういうふうに判断するかといたら、日本は特別に珍しいことをやっているというので終わってしまうのではないかと思います。

おまけに、今、言った人間の症状というのは中毒情報センターのところであらゆる中毒症状を上げているので、そういうところにリンクするような形で上げた方がいいのではないかと思います。

ですから、結論を短く言いますと、現時点ではそういうものを上げるのには反対です。

◆小泉委員長 2点ともですか。

◆見上委員 はい。

◆小泉委員長 外の委員の方はいかがですか。

どうぞ。

◆村田委員 私も大体、意見は皆さんと同じような気もするんですけども、ヒトのデータというものは大事なので、あれば載せておいて悪いことはないかなとは思いますが、先ほどから議論になっているように、このものの原体のデータがどうか少し分からないというのはやはり疑問かなという気がいたします。

あと、今、見上委員がおっしゃったみたいに、整合性です。もしやるなら、みんなそろえてやるということにきつとなっていくんだと思うので、その辺をどうあんばいを取るのかなというのが、今、聞いていて少し私も判断がつかないところです。

◆小泉委員長 分かりました。

この Acute Reference Dose については、たまたま、あのときメタミドホス事件が起きて、多分、要請があって決めたように思うのですが、これは大分前から、私がここへ来てしばらくしてからそういったものが EU とかでは検討されているという話が出ておりました。そういったものを今後はできるだけ出していく方がいいのではないかという話は出ておりました。ただ、まだその点については検討を始めているわけでもありませんので、その都度、要請があったりとか中毒事件が起きたりしたときには出しているような気がいたします。

いずれにしても、今日は、もう 1 人の方がお休みですので、パブリック・コメントが今後、1 か月ありますので、そこで検討して、最終的に 1 か月後に委員の方々の意見をまとめて結論を出した方がいいのではないかと私はと思いますが、それでよろしいでしょうか。

どうぞ。

◆北條評価課長 少し事実関係だけ御説明申し上げますが、小泉先生御提案の後段の部分、いわゆる急性参照用量の設定の問題でございます。先ほどお話がありましたように、メタミドホスの中毒事件、それから、アセタミプリドという農薬の健康被害報告がございまして、この 2 つについては実際に中毒というものが起きていた時期でもあり、参考として急性参照用量を出したという経緯がございます。

そのころの議論といたしまして、廣瀬先生からも御紹介いただきましたが、いわゆる有機リン系の農薬とか、カーバメート系とか、毒性の強い農薬については、基本的にはやはり急性参照用量、これは米国とか諸外国で設定している例もございますので、そういうものを導入した方がいいであろうということで、農薬専門調査会で、その急性参照用量を設定する対象とする農薬の範囲、設定の方法、それから、厚生労働省におきましては、その急性参照用量の残留基準への反映のさせ方、そういったものの検討を進めていこうということになっておりました。

実際は現在、その辺のところの検討を進めていなければならなかったわけですが、人事異動とか厚労省の方の事情もございまして、今は進んでいないところでございますが、体制が整えばそのところの検討は進めていきたいというふうには考えているところでございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、いずれにしても、今回のこの評価結果（案）につきましては、一応、パブリック・コメントにそのまま出すということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

◆小泉委員長 それで、今の件につきましては、また、もう 1 人の方とも相談して、最終結論に入れるか、入れないかはその時点で検討いたしたいと思います。

（４）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

◆小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「（４）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」です。本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。

担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

◆長尾委員 それでは、概要について説明をいたします。

資料３の４ページに「要約」が出ております。これで説明させていただきますが、「除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統」について、申請者の提出資料を基に食品健康影響評価を行っております。

本系統は、トウモロコシに由来する改変 *epsps* 遺伝子を導入して作製されておまして、除草剤グリホサートによる影響を受けずに生育できるとされています。

いつものとおりですが、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統は、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断したという評価結果をいただいております。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

◆北條評価課長 それでは、資料３に基づいて御説明いたします。

まず、資料３ページの「審議の経緯」に記載がございますように、今回の遺伝子組換え食品につきましては、2009 年 1 月に、厚生労働大臣より評価の要請があったものでございます。

「I. 評価対象食品の概要」でございますが、５ページの上の方に記載がございます。除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統（食品）は、5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素遺伝子を改変した遺伝子を導入して作製されており、改変 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素を発現することで、除草剤グリホサートを散布しても、その影響を受けずに生育できるとされているということでございます。

若干、この点について御説明申し上げますと、８ページの下の方でございます。「第５」の「２．」の「（１）挿入遺伝子のクローニング若しくは合成方法に関する事項」というところを御覧いただきたいと思います。2 *mepsps* 遺伝子は、*epsps* 遺伝子に部位特異的に突然変異を起こし、アミノ酸配列の 102 番目のトレオニンをイソロイシンに、それから、106 番目のプロリンをセリンに変化させたものであるという記載がございますように、この

2 か所のアミノ酸に該当する配列を変えた遺伝子を導入して作製されたワタということでございます。

グリホサートという除草剤でございますけれども、芳香族のアミノ酸の生合成経路の中のシキミ酸経路と呼ばれている部分で働いております epsps タンパク、これは 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素というものでございますが、ここを阻害するということで作用する除草剤でございます。この改変遺伝子の方はアミノ酸が 2 か所変化するというので、2 mepsps と略称される酵素を作る遺伝子でございますが、この改変された酵素タンパクにはグリホサートというものが作用しない。そういうことで、グリホサートに耐性という性質を得るという組換え体でございます。

食品健康影響評価につきましては、長尾委員の方から御紹介がございましたように、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」というものに沿いまして、それぞれ評価が行われているところでございます。

特に 11 ページ以降の「第 6. 組換え体に関する事項」ということで、導入されている遺伝子の詳細について、あるいは遺伝子産物の性状について、これはアレルギー誘発性があるか、ないかを含めて検討あるいは評価が行われているところでございます。

時間の関係で、一つひとつの評価の詳細については省略させていただきますけれども、基本的にガイドラインに従いまして、一つひとつの評価項目について審議がなされまして、最終的な結論は、17 ページの「Ⅲ. 食品健康影響評価結果」に記載がされておりますように、安全性評価基準に基づく評価をした結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断したということでございます。

以上、評価書（案）につきましては、本日の委員会終了後、10 月 16 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

説明は以上でございます。

◆小泉委員長 分かりました。

それでは、ただ今の説明内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問はございますか。いかがですか。

ないようでしたら、本件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

（6）食品安全モニターからの報告（平成 21 年 7 月分）について

◆小泉委員長 それでは、次の議題に移ります。

「（６）食品安全モニターからの報告（平成 21 年 7 月分）について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

◆小野勸告広報課長 それでは、資料 5 に基づきまして、「食品安全モニターからの報告（平成 21 年 7 月分）について」を御報告いたします。

7 月は 36 件の報告がございました。この中から主に食品安全委員会の活動、リスクミ関係について御説明したいと思います。

2 ページ目、食品安全委員会の活動一般に関する御意見ですが、全部で 4 件ございました。

まず、委員会の活動一般関係につきまして 2 つございます。委員人事についての御意見と、下の方はそれに関しましてマスコミの対応についての御意見でございます。

委員会からのコメントといたしましては、7 月 1 日に委員長談話を発表いたしまして、今後とも、「科学に基づく新しい食品安全を守るしくみ」について、1 人でも多くの皆様に理解していただけるよう、努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、マスメディアとの関係では、当委員会が行います「科学的知見に基づくリスク評価」の意義、また、その方法について、積極的に情報提供を行うとともに、マスメディアの関係者との懇談会や勉強会などを適宜行いまして、食品安全行政に関するマスメディアの理解の増進、それから、透明性のある適切な相互協力関係の構築に努めてまいりますということでございます。

続きましての御意見は 3 ページ目です。食品安全モニターの地域への情報提供について、地域の活動を促進するためにも、何かマニュアルや事例集が欲しいという御意見です。

食品安全モニターの皆様には、地域との橋渡しの役割をお願いしているところでございますが、食品の安全に関する資料等を送付いたしまして、必要に応じてそれらを活用していただいております。

食品安全モニターの皆様からは、モニター会議におきまして、食の安全の確保に向けた地域における取組等について発表していただいたところでございます。

また、「食品の安全性に関するリスクコミュニケーター育成講座」を実施いたしまして、食品安全モニターの皆様の積極的な参加をお待ちしているところでございます。

その下ですが、食品安全モニター会議に参加しての御意見です。日常的に全国のモニタ

ーが交流できる場を用意することを希望しますというものです。

食品安全モニター会議では、具体的なテーマを取り上げまして、リスク評価の実際などについての知識や理解を深めていただくとともに、食品安全委員会の委員、又は、リスク管理機関の担当者も加わった形で意見交換を行っているところでございます。

モニター専用の掲示板という御提案がございすけれども、掲載された情報の責任の所在とか管理・運営を行っていく上での課題も多いということもあり、現時点で対応することとは難しいのではないかと考えております。

なお、モニターの皆様には、食品安全モニター名簿というものを作成して配布したところでございまして、この名簿を使いまして積極的なモニター活動に役立てていただければというふうに考えているところでございます。

次にリスクコミュニケーションの関係では、今月は8件来ております。

まず3つ載せてございますが、一番上が消費者と食品安全委員会との食の安全についての認識のギャップを感じましたということ。2番目は、安全・安心のリスクコミュニケーションの更なる推進が必要であるという御意見。最後の御意見は、リスクコミュニケーションを通じて話し合いを行って、合意形成に努めて欲しいという御意見でございす。

食品安全委員会では、リスクコミュニケーションが重要であるという認識の下、意見交換会等の開催、ホームページやメルマガなどによる情報提供、それから、教員免許状更新講習への食品安全委員会委員を講師として派遣するということなどを行っているところでございす。こうした多様な手段による積極的な情報提供を進めているところでございす。

また、今年3月に、「食品安全委員会の改善に向けて」を取りまとめましたが、この取りまとめを踏まえまして、意見交換会につきましては、多様な場を設定し、分かりやすい資料を作成するという。2番目として、各種団体と連携したリスクコミュニケーションを推進するという。3番目として、地域におけるリスクコミュニケーション推進のための人材を育成する。また、必要な情報や資材の提供を行う等を通じまして、地域での活動の支援に努めるということを行っているところでございす。今後とも更に工夫して推進するという考えでございす。

6ページ目、子ども向けの食の安全情報について、ジュニア食品安全委員会を実施しているところでございますが、それ以外にも子ども向けに食品安全の情報を発信していただきたいという御意見でございす。

ジュニア食品安全委員会につきましては、平成19年度から東京で開催しておりますが、

今年度からは地方公共団体と協力して、東京以外の地域でも開催しております。

また、子ども向けの情報としては、季刊誌「食品安全」の中で、「キッズボックス」というコーナーを設けてございます。このコーナーでは、大人の方もお子さんも楽しんで分かりやすく学んでいただけるよう、イラストなどを用いた情報発信をしているところでございます。また、季刊誌「食品安全」の17号の「キッズボックス」におきましては、食べ物による窒息事故をテーマとしており、バックナンバーも含めホームページに掲載しておりますので、御覧くださいということでございます。

次に、リスクコミュニケーターの育成講座に関する御意見です。受講時間が非常に長いということで、大変参加しづらい。通信講座などを取り入れて、参加を促すようにしてはどうかというものでございます。

リスクコミュニケーターを育成する講座につきましては全国各地で開催しており、交通の利便を考慮した場所で開催するなど、できるだけ多くの方々に参加していただけるよう配慮しているところでございます。また、講座で使用しました資料につきましても、ホームページに掲載しており、それを是非、御覧いただきたいということでございます。

また、この講座は、単に知識やスキルといったものを座学で学ぶだけではなくて、グループワークや実習などを通じてリスクコミュニケーターとしての能力を実践的に身に付けていただくということを目的としております。今後とも、御意見を基に、より良い講座になるよう工夫してまいりたいということでございます。

その次は、季刊誌「食品安全」についての御意見です。今後も一般の方から専門家までが読める季刊誌を期待していますという御意見です。

季刊誌「食品安全」につきましては、ともすれば難しくなりがちな「リスク評価」等の内容について、図表やイラストなどを交えてできるだけ分かりやすく丁寧に解説することを中心としておりまして、専門家の方はもとより、一般の方にも読んでいただけるよう工夫して編集・刊行しているところでございます。

また、先ほど申しましたように「キッズボックス」というコーナーも設け、お子さんも一緒に御覧いただけるよう工夫しております。できるだけ分かりやすく、御理解いただくことを念頭に、総合的な誌面作りに努めてまいります。そういうコメントを記してまいります。

続きまして8ページ、リスクコミュニケーションの方法について、双方向のコミュニケーションを強化するのはどうかという御意見です。ここではSNS、Social Networking Serviceということを事例に挙げてございます。

この御提案いただきましたホームページでの SNS の活用につきましては、予算や人員等々の面からの制約がございまして、それと本来、こういったコミュニケーションは個人同士のコミュニティということでございますので、公的機関が管理運営を行うことについては慎重であるべきと考えておりますけれども、今後とも、効率的かつ効果的なリスクコミュニケーションの推進に努めてまいるという考えでやっていきたいと思っております。

次の御意見ですが、DVD を御覧になった方からのものです。「気になる農薬」という DVD を閲覧した感想を述べておられます。

DVD は現在、全部で 7 本ありますが、そういった媒体につきましては、読者・視聴者等からの御意見等を参考に、必要に応じて改善を図っていくというふうに思っております、今後の情報提供媒体の作成の際に参考とさせていただきたいと考えております。

その下からは農薬関係で、全部で 2 件ございます。

1 つ目が有機野菜の安全性について、長期的摂取、多数混合摂取して世代を重ねていても大丈夫でしょうかという御意見です。

これにつきましては、当委員会及び農林水産省からのコメントを記してございます。

10 ページで、農薬の安全・安心をとということで、すべての農薬について安全性評価のための調査、研究の蓄積とその情報の開示、使用記録の保存というものが必要であるという御意見です。

これにつきましては、当委員会からのコメントですけれども、委員会での議論につきましては、使用した資料、議事録等についてホームページに掲載して公表しており、それを御覧くださいというコメントです。

併せまして、次の 11 ページに農水省からのコメントを記してございます。

4 番目は、かび毒・自然毒等の関係です。1 件ございます。

じゃがいもの食中毒の発生について、じゃがいもの食中毒に関連しまして「一般食品の危険性」についてもリーフレット等の作成をして欲しいということでございます。

これにつきましては、当委員会及び、農水省からのコメントを 12 ページに付けてございます。

13 ページにまいりまして、新開発食品の関係は 1 件ございます。

体細胞クローン食品についての御意見で、個人的には体細胞クローン動物が食品として流通するのは時期尚早ではないかというものでございます。

これにつきましては、厚生労働省及び農林水産省からコメントをいただいているところでございます。

続きまして、13 ページでは、食品衛生管理関係で、全部で5件ございます。

1 つ目は、食品衛生に関する教育の徹底について、次の14 ページの方は、食品の販売方法について、販売方法を改善すべきという御意見でして、これにつきましては厚生労働省からコメントをいただいているところでございます。

その次が、外国製食品の安全性について、安全性は大丈夫だろうかという御意見です。

これにつきましても、厚労省からコメントをいただいております。

その下はヒスタミン食中毒についてです。毎年のように、ヒスタミン食中毒が発生しているということの指摘でございます。

これにつきましては、厚労省からコメントをいただいております。

15 ページの下はコンビニ弁当の割引販売と安全管理についての御意見でございますけれども、これにつきましては関係行政機関に回付しているところでございます。

7 番目の食品表示の関係で、全部で8件来ております。

最初の2つは食品偽装の違反事例ですけれども、違反事例の全部の公表が望まれるという意見。それから、下も同じように、違反者は原則として公表すべきという御意見です。

これにつきましては、農水省からコメントをいただいているところでございます。

16 ページで、アレルギー表示の御意見です。企業防衛としか思えないようなアレルギー表示が見受けられる。異常な表示について監視・指導を行ってほしいという中身でございます。

これにつきましては、厚労省からコメントをいただいております。

17 ページで、調理済み食品の表示と安全性についてです。店舗内加工品といえども、原産国表示程度は義務化すべきではないかという御意見です。

これに対しましては、農林水産省からコメントをいただいているところでございます。

次の意見ですけれども、関係行政機関に回付しているものが全部4件、野菜の収穫時期の表示、食品の表示、加工食品の賞味期限表示、それから、卵の期限表示についてです。

これについては、関係行政機関に回付しているところでございます。

それから、18 ページの「8. その他」ですけれども、全部で7件ございまして、いずれも関係行政機関に回付している意見でございます。19 ページまで続いております。

報告は以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問はございません

か。よろしいですか。

1 つ、この中で表示のことについて質問されている人がありますね。15 ページで、今後は消費者庁に御意見あるいはコメントをいただくということによろしいのでしょうか。

◆小野勸告広報課長 はい。9 月から消費者庁ができて、食品の表示に関しましては、消費者庁が担当することになりますので、所掌に応じて消費者庁も含めて書いていただくということになろうかと思います。

(7) 『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 8 月分）について

◆小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「(7) 『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 8 月分）について」です。
事務局から報告をお願いします。

◆小野勸告広報課長 資料 6 に基づきまして、「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 21 年 8 月分）について」を御報告申し上げます。

8 月の件数は 58 件でございます。ちなみに 7 月は 51 件ございました。

内訳ですけれども、大分類の中で一番多いのが「③食品一般関係」で 31 件。中でも「衛生関係」が 16 件と一番多くなっております。

それから、「①食品安全委員会関係」につきましては 16 件ございます。

その次が、「②食品の安全性関係」で 8 件となっております。

2 ページに移りまして、主な質問の分類ですが、8 月につきましては、こんにゃく入りゼリー、メラミン、事故米、インフルエンザ関連につきましてはゼロでございます。体細胞クローン牛の関連につきましては 1 件ございました。評価書の関係についての質問でございました。

また、この表にはございませんが、先ほど厚労省から報告のあった高濃度ジアシルグリセロールを含む食品の安全性に関する評価を食品安全委員会で行っておりますけれども、この関連につきましてのお問い合わせが 58 件のうち 4 件ございました。

件数につきましては以上です。

それから、3 ページの Q&A 方式のところでございますけれども、今月は食品安全委員会が行っております「食品健康影響評価技術研究」に関する質問を取り上げております。この研究の位置付け、あるいはどのように活用されているかということでございます。

答えの方でございますけれども、食品安全委員会では、科学を基本とする食品健康影響評価の推進に必要なリスク評価手法の開発などを目的に、この技術研究を、平成 17 年度より行っているところでございます。

これにつきましては、委員会が必要な研究領域を設定し、それに大学や研究機関の研究者が公募するという形で最長 3 年間の研究費を支援しているものでございます。

この研究の採択に当たりましては、課題が科学的に妥当であるかということは、もちろんですが、「得られた成果がリスク評価に活用できるか」を重視しておりまして、得られた研究結果をリスク評価に活用することが目的でございます。

今年度は既に成果発表会というものを開催してございまして、昨年度に終了した課題のうち 3 課題について報告が行われ、質疑応答を行ったところでございます。

この研究のことについては、ホームページで公表されております。

また、21 年度の課題ですけれども、かび毒・きのこ毒、メラミン、ビスフェノール A といったものの評価方法の開発等、6 件を採択しているところでございます。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたら、どうぞ。

それでは、外に議事はございませんか。

◆西村総務課長 外にはございません。

◆小泉委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第 302 回会合を閉会といたします。

次回の委員会会合につきましては、恒例ですと 9 月 24 日、来週の木曜日となりますが、専門調査会から上がってくる懸案事項もないようですので、お休みとさせていただきます。それで、再来週の 10 月 1 日（木曜日）14 時から開催を予定しております。

また、この後の 16 時から、「かび毒・自然毒等専門調査会」が公開で行われます。

明日の 18 日（金曜日）の 14 時から、「農薬専門調査会総合評価第一部会」が公開で開催。

引き続き、15 時から非公開で開催される予定となっております。

それから、本日の資料の最後に入れておりますが、食品安全委員会では食品安全委員会の活動や委員会からのお知らせをタイムリーにお届けするため、週に1回、メールマガジンを配信しております。

食品安全委員会のホームページ上から、簡単に読者登録することができますので、是非、御利用いただければと思います。

ついでに、先週は、コミュニケーション BOX というものを再開いたしますということをお知らせしました。この部屋を出たところにボックスを設置しております。今日は傍聴の方も非常に多いようですので、アイデア等がございましたら、是非とも、そのボックスに入れていただければありがたいです。

それでは、どうもありがとうございました。